

特記仕様書

第1条 前払金額

前払金額は、請負金額の40%以内とする。(工事請負金前金払実施要領の規定による)

第2条 部分払の回数

部分払の回数は、1回までとする。

第3条 中間検査

北広島町建設工事検査規程第4条第3項に基づき、中間検査を実施する。

第4条 完成通知

受注者は、契約工期の終期日までに、工事監理者竣工検査を終了させた後、監督者を通じて発注者に対し、完成通知書を提出すること。

第5条 検査及び引渡し

検査は、完成通知書受領後、14日以内に発注者の立会のうえ行う。

第6条 工事实績情報サービス「CORINS登録」

受注者は、受注時または変更時において、請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、登録、途中変更、竣工、訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録時は契約締結の日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、途中変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

なお、共通仮設費率に「CORINS登録にかかる費用」を見込んでいる。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」を工事打合わせ簿により監督員に提出もしくは、「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信しなければならない。なお、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。

第7条 下請負の制限について

(1) 受注者は、工事の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

ア 建設業者等指名除外要綱(平成17年2月1日制定)により指名除外された者で、その指名除外の期間が経過しない者

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項、第2項若しくは第4項の規定

に基づく指示又は同条第3項若しくは第5項の規定に基づく営業停止の処分を受けたこと又は同法第29条の規定に基づく許可の取消し処分を受けたこと若しくは北広島町建設工事入札参加資格の取消処分を受けたことにより下請負から除外された者で、その除外の期間が経過しない者

ウ 町発注工事における暴力団排除のための契約制限要綱により契約制限された者で、その契約制限の期間が経過しない者

(2) 受注者は、前項各号に掲げる以外の者に委任し、又は請負させた工事の全部又は一部を、前項各号に掲げる者に再委託又は再下請負させてはならない。

(3) 受注者は、建設工事請負契約約款第7条により通知等を行った後、発注者に受任者又は下請負人に第1項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

(4) 受注者は、工事の資材又は原材料の購入契約その他の契約について、(1)ウに該当する者を契約の相手方としてはならない。

(5) 受注者は、この工事に関する下請業者が、(1)アからウに該当する者に工事の一部を請負わせること又は(1)ウに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方とすることを認めてはならない。

第8条 地域貢献への配慮事項

下請等は、できるだけ北広島町内に本店、支店又は営業所を有する企業（以下「町内企業」という。）を加えるように努めるとともに、工事開始から完了までの間、必要な資機材・飲食物・消耗品等を町内企業から調達するなど、町内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら本事業を実施すること。

第9条 関連する他工事との調整など

本工事では、町発注の別工事である「レストラン響舞台設備工事」が隣接するため、工事に当たっては各工事受注者と作業内容・時期等の調整など相互に十分な連携を図りながら各工事が円滑に進むように実施すること。

第10条 施設安全

本工事においては道の駅敷地内での作業となるため、安全上の観点から、作業者が敷地内に立ち入るときは、名札等の身分を明らかにできるものを携帯すること。

大きな音の出る作業などが発生する場合は、道の駅利用者等への影響も考慮し、事前に道の駅指定管理者等に相談すること。

工事期間中も地域振興施設付近には休憩などで道の駅を利用する人がいるため、工具・資材などの管理について徹底し施設の安全に十分配慮すること。

施設名	所在地・連絡先
道の駅舞ロード IC 千代田 地域振興施設	〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田 1122

	<p>[商工観光課] TEL : 0826-72-7368 Mail : syoukou@town.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>[株式会社きたひろ市場] ※指定管理者 TEL : 0826-72-0171 Mail : info@kitahiro-ichiba.com</p>
--	---

第11条 その他

社会情勢等が原因で、資材の納期等に遅れが生じる場合は、北広島町商工観光課に協議すること。

その他、本書に定めのない事項については、必要の都度、北広島町商工観光課と協議すること。